様式 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:平成28年7月29日

評 価 者:建設緑政局指定管理者選定評価委員会

自転車対策部会

1. 1. 業務概要

施設名	川崎市営自転車等駐車場(中部ブロック)		
指定期間	平成24年4月1日 ~ 平成29年3月31日		
業務の概要	・ 市営自転車等駐車場の管理運営業務		
	・対象施設;中原区、及び高津区の市営自転車等駐車場(34 施設)		
指定管理者	名 称:川崎市交通安全協会・NCD 共同企業体		
	代表者:会長 關 進		
	住 所:神奈川県川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル10F		
	電 話: 044-233-7231		
所管課	建設緑政局自転車対策室(内線:39711)		

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価の税点 に基づく事業期間主体の評価 				
	評価項目	事業実施状況等			
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	【全体概要】 ・収容台数:19,583台 ・利用台数:15,829台(以上、H27.6実態調査) ・利用者満足度調査における「サービスの全体的な満足度」では、とても満足、や や満足、普通が9割以上となっており、利用者から評価を得ている。			
		【施設利用者へのサービスの提供】 (平成24年) ・電磁ラックへの切り替えなど施設の機械化 ・24時間365日対応のコールセンターの運営 ・電磁ラック導入施設におけるリアルタイムな満空情報の携帯電話等への提供 ・自主事業として、中原駅前占用自転車等駐車場を設置 ・防犯監視カメラの設置 ・LED照明の設置			
		 (平成25年) ・前年の取組を継続実施。 ・防犯監視カメラの設置 (平成26年) ・老朽化したゲートシステムの機器更新、交通系ICカード清算機の設置 ・溝の口駅北側にある既存施設の一部を時間利用駐輪場に変更 ・自主事業として、溝の口駅北側に時間利用駐輪場を設置 ・防犯監視カメラの設置、赤色灯の設置 			

	11/15 W 11 - 1 - 1	
2	当初の事業目的を達成することができたか。	1 事業目的
		① 施設の利用促進
		② ニーズに応じた柔軟・迅速なサービス提供
		③ 運営効率化・コスト縮減
		2 事業目的の達成状況
		(1)施設の利用促進について
		・自転車需要が停滞している中、利用率は概ね85%以上と高い水準を推移してい
		ි.
		【利用率】
		H24 年度 84%
		H25 年度 85%
		H26 年度 87%
		H27 年度 85%
		(2) ニーズに応じた柔軟・迅速なサービス提供について
		・継続的な業務改善、要望や苦情への迅速な対応を実施した。
		ホームページでの定期待ち状況の情報提供
		幼児力ゴ付き自転車等へのスペース確保
		放置防止対策として、事業者の提案による駐輪場の設置(時間利用)
		・制度導入時に比べ陳情・要望などが減少した。
		H24(初年度):76件→H27:41件(47%減少)
		(つ) 海営効率ル・コフト炉ばについて
		(3) 運営効率化・コスト縮減について
		・電磁ラックの導入を進め、運営の効率化、コスト縮減に取り組んでいる。 【機械導入状況】
		H24:18施設(34施設中)
		H27:19施設(34施設中) うち3施設で交通系IC清算機を導入
		【人員配置】
		H24:102名(施設あたり職員数3.0人)
		H27:104名(施設あたり職員数3.1人)
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・事故発生時など緊急時の組織体制を構築し対応可能な状況を維持している。
	5 2,2.3 3	・防犯監視カメラ、赤色灯の導入を図り、安全・安心な利用に向け取り組んでいる。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や 改善策があるか。	・H26 年度に実施した老朽化したゲートシステムの更新のように、安全・安心な施設利用に向け、積極的に施設更新などを進めていくとともに、多様な精算を可能とする精算機の導入、AED(自動体外式除細動器)などの導入、満車の際の適切な誘導などを通し、利用されやすい施設環境の整備に心がけ、放置自転車の軽
		減、自転車駐輪場の利用率向上につなげていくことが必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	 ・所管課では、月次報告、四半期報告、年度報告に基づき管理運営状況の確認を行い、必要に応じて業務の改善や効率化に向けた指導を適宜行っている。 ・機械化を推進する一方で、市民サービス向上のため、適切な機器メンテナンスの実施と利用者サービスの水準を低下させない最適な人員の配置、利用者ニーズを定量的、かつ経年での評価ができるアンケートの調査の実施など指導を行った。 ・また、利用者等からの要望や陳情に対し、状況確認、対応の指導など迅速な対応を行った。 ・収益について、利用者へのサービスの拡充などにより還元するよう指導した。
2	制度活用による効果はあったか。	1 駐輪場の利便性・コールセンターの開設、リアルタイムな満空情報の提供などの新たなサービスの 導入、一部施設への電磁ラックの導入、老朽化したゲートシステムの更新など、 民間のノウハウを活用し自転車等駐車場に関するサービスの充実、利便性の向上 が図られた。
		2 放置自転車対策・市全域の駐輪需要が停滞する中、利用率は概ね85%以上の高い水準を確保するなど、適切な駐輪場の利用促進により放置自転車の削減に寄与した。
		3 事業性 ・変動納付金については、機械化の推進や適切な人員配置等により、すべての年度において計画値を上回っており、自主事業として、新たに時間利用駐輪場の設置を行った。
		変動納付金 収益 H24年度 171.1百万円(124%) 54.9百万円 H25年度 179.3百万円(130%) 77.2百万円 H26年度 176.3百万円(128%) 103.2百万円 H27年度 175.5百万円(127%) 88.9百万円 ※(市想定 138百万円)
		4 総合的 一部計画との乖離があるものの、指定管理者の創意工夫の取組により、利用者ニーズに即したサービスを柔軟かつ迅速に提供するとともに、民間事業者の持つノウハウを活かした管理運営の効率化などが図られ制度活用による効果があると判断している。
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか	 ・機械化を進めているが、施設の中にはゲートシステムを中心に老朽化が目立つ設備もあり、当該事業により得られた収益をもとに、さらなる設備更新を行い、利便性の向上、機械の不具合による苦情発生の抑制などを図ることが必要である。 ・利用率が高いエリアに対する利用者サービスの向上、自主事業の一層の推進を図るとともに、適切な人員配置等による利便性の向上などに努めることが必要。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・民間ノウハウを活かし、利用者ニーズに即した迅速かつ適切なサービスの提供や 経験と技術を要する管理者の主体的な運営による行政負担の軽減など、指定管理 者制度の導入による効果は大きい。

・また、利用者へのアンケートにおいて、「全体的な満足度」では、とても満足、や や満足、普通が90%以上となっていること、駐輪施設が適切に維持管理されて いることなど、引き続き、地方自治法第244条の2第3項及び川崎市自転車等 放置防止に関する条例第16条の規定により指定管理制度の活用が適当であると 考える。

4. 今後の事業運営方針について

- ・自転車等駐車場は、公共の場所における自転車等の放置による危険又は傷害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とした施設である。そのことから、利用促進に向け、収容台数の確保、駐輪場の利用案内、老朽化施設の更新など、利用者ニーズに合わせ今後も継続的な取組が必要である。
- ・自転車等駐輪場への指定管理者制度導入により、民間ノウハウを活かし、利用者ニーズに即した迅速かつ適切な サービスの提供や経験と技術を要する管理者の主体的な運営による行政負担の軽減にもつながり、放置自転車対 策としての効果が期待できることから、平成29年度以降も指定管理者制度による管理運営を行っていくことが 適当であると考えている。